

〒840-0012  
佐賀県佐賀市  
北川副町光法1780-1

(有)丸富産業

富吉 亮博 様

佐賀県知事 山口 祥義



一般 建設業の許可について (通知)

令和 3年 7月 8日付けで申請のあった一般建設業については、  
建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので、通知する。

記

許可番号	佐賀県知事 許可(般-3)第 10442号
許可の有効期間	令和 3年 8月 31日から 令和 8年 8月 30日まで
建設業の種類	
土木工事業	とび・土工工事業
石工事業	鋼構造物工事業
舗装工事業	しゅんせつ工事業
水道施設工事業	解体工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 令和 8年 7月 31日  
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)